

除雪業務処理要領

1 総則

受託者は、委託業務の実施にあたっては、委託契約書に定めるほか、この要領の定める事項に従い処理するものとする。

2 使用機械

(1) 除雪、排雪等に使用する機械は、次の規格を基準に行うものとする。

なお、業務の実施にあたり、使用除雪機械一覧表（様式任意：車検証写し添付）を提出するものとし、業務に使用する車両については、使用除雪機械一覧表に記載されている車両を使用するものとする。

また、車両をリース等により調達する場合は、当該車両を自己の責任において使用することを証する書面（賃貸借契約書等）の写しを当該使用除雪機械一覧表に添付すること。

また、使用する車両には、タコグラフチャートを付けるものとし、当該タコグラフチャート紙は北海道十勝総合振興局分として専用で使用し、写しを提出すること。

(2) 業務に使用する車両の規格（装置）は、次のとおりとする。

名 称	規 格
除雪ドーザ（ホイールローダー）	運転質量7t以上・スノバケット容量1.5m ³ 以上
除雪ドーザ（ミニホイールローダー）	運転質量2t以上・スノバケット容量0.4m ³ 以上
ダンプトラック	10t以上

なお、使用する車両は、上記の規格を満たしていればよいこととし、作業効率を阻害しない範囲において、上記規格を上回る車両を代用することができるものとする。

この場合の代用車両についても、(1)に準じ使用除雪機械一覧表を提出するものとする。

3 除排雪対象等

(1) 所 在

帯広市東3条南3丁目1 北海道十勝合同庁舎構内
帯広市東5条南12丁目2-1 防災資材備蓄センター前庭

(2) 除雪の範囲

別添図面で示す区域とする。

4 除雪処理方法

(1) 平日の除雪及び排雪等は、15cm以上の降雪時（備蓄センター敷地を除く）に行い、委託者委託者の指定した時間において歩行、諸車両の通行及び駐車等に支障のない状態とするものとする。

※降雪が15cm以下の場合は、委託者がその都度指示するものとする。

※備蓄センター、北海道十勝合同庁舎駐車場の除雪については、委託者がその都度指示するものとする。

(2) 土曜・日曜・祝祭日及び委託者の勤務時間外における除雪及び排雪並びに融雪等の処理は、委託者の指定した時間に行うものとする。

5 投雪箇所

排雪に伴う投雪場所は、帯広市の指定する場所とする。

6 除雪機械の置場

構内の除雪に使用する機械は、委託者の指定する場所に置くことができるものとする。

7 業務の確認

受託者は土曜・日曜・祝祭日及び委託者の勤務時間外においての除雪及び排雪並びに融雪等の業務の開始及び終了については、別添の除雪業務時間外確認票とタコグラフにより委託者の勤務時間内に確認を受けるものとし、委託者の勤務時間内の業務については除雪作業日報により業務担当員の確認を受けるものとする。（備蓄センターは除く）

8 業務結果報告

- (1) 受託者は除雪業務実施後、別添の除雪作業日報に土曜・日曜・祝祭日及び委託者の勤務時間外においての業務の場合には、7で定める除雪業務時間外確認票を添付して委託者に提出するものとする。（備蓄センターは除く）
- (2) 防災備蓄センター前庭については、受託者は除排雪業務実施後、別添の除雪作業日報を委託者に提出すること。
- (3) 除雪作業日報にはタコグラフチャートによる運行記録の写しを添付すること。
※上記結果報告に基づき、委託者が現地を確認するものとする。